相談

相談の窓口

1 保健福祉センター(福祉事務所・保健所)

保健福祉センターは、障害のある方の相談に応じ、各種福祉サービスの窓口となります。

区	担当課	所在地	電話番号	FAX
	障害高齢課	〒980-8701		
青葉区	障害者支援係	青葉区上杉 1-5-1	225-7211	211-5117
	地域支援係	青葉区役所 3F		
	障害高齢課	〒983-8601		
宮城野区	障害者支援係	宮城野区五輪 2-12-35	291-2111	291-2410
	地域支援係	宮城野区役所2F		
	障害高齢課	〒984-8601		
若林区	障害者支援係	若林区保春院前丁 3-1	282-1111	282-1280
	地域支援係	若林区役所 1F		
	障害高齢課	〒982-8601		
太白区	障害者支援係	太白区長町南 3-1-15	247-1111	247-3824
	地域支援係	太白区役所5F(R6.10~2F)		
	障害高齢課	〒981-3189		
泉区	障害者支援係	泉区泉中央 2-1-1	372-3111	372-8005
	地域支援係	泉区役所東庁舎 1F		

[※] 上記のほかに、総合支所においても相談に応じます。

名称	担当課	所在地	電話番号	FAX
青葉区 宮城総合 支所	障害高齢課 障害者支援係 保健福祉課 保健係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂 5	392-2111	392-0250
太白区 秋保総合 支所	保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原 45-1	399-2111	399-2580

2 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

障害のある方が自立した生活を送れるよう、専門的な相談や支援及び補装具等の判定業務を行っています。

※ 相談は予約制です。あらかじめ電話でお申込みください。

	所在地	電話番号	FAX
Ī	〒981-3133 泉区泉中央 2-24-1	771-6511	371-7313

3 北部発達相談支援センター(北部アーチル) 南部発達相談支援センター(南部アーチル)

自閉スペクトラム症、学習障害、知的障害、脳性まひなど、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を 行っています。

※ 相談は予約制です。あらかじめお住まいの区を担当するアーチルへ電話でお申し込みください。 担当区域については次の表をご確認ください。

名称	担当区域	所在地	電話番号	FAX
北部アーチル	青葉区·宮城野区·泉区	泉区泉中央 2-24-1	375-0110	375-0142
南部アーチル	若林区·太白区	太白区長町南 3-1-30	247-3801	247-3819

4 精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)

(1) 精神保健福祉相談(来所相談)

ご自身やご家族のこころの悩み(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談 も含む)について、来所による相談を随時お受けいたします。

※ 相談は、予約が必要です。あらかじめ電話でお申し込みください。

【電話】265-2191 月曜日~金曜日 8:30~17:00

- ※ 土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。
- ・相談は無料ですが、医師の診察が必要な場合は有料です。(各種健康保険適用)
- ・秘密は厳守いたします。

(2) 電話相談

こころの悩みに関するさまざまな相談(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談も含む)をお受けいたします。

※ 匿名の相談が可能です。秘密は厳守いたします。

名称	電話番号	電話の相談時間		
		月曜日~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00		
はあとライン	265-2229	金曜日の午前中は精神科医師による精神医学相談を実施		
		※土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。		
ナルニム 217 2270		年中無休		
ナイトライン 	217-2279	18:00~22:00		

(3) 精神科デイケア

精神科の通院治療の一環として、講座やグループ活動・レクリエーションなどを行っています。

・こころの病気で通院治療している方が、就労や安定した社会生活が送れることを目指す「就労支援・社会参加コース」、うつ病等のために休職中の方が、復職を目指す「リワーク準備コース」、薬物やアルコールへの依存(アディクション)からの回復を目指す「アディクション回復支援コース」があります。

- ・利用については、あらかじめ電話でご相談ください。
- ・利用料は各種健康保険及び自立支援医療(精神通院)が適用されます。

(4) こころの絆センター

保健、福祉、医療、労働、教育、司法、その他の関係機関と連携しながら、自死を考えている方などの相談支援を行います。

【相談専用電話番号】 225-5560(こころまる)

【開設時間】 9:00~17:00 ※土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

(1)~(4)【問合先】

所在地	電話番号	FAX
〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢 1-6	265-2191	265-2190

5 障害者の相談支援

(1) 障害者相談支援事業

障害のある方を対象とした地域の相談窓口です。

① 青葉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所 ふらっと青葉	青葉区二日町 4-3 仙台市役所二日町分庁舎 (青葉区社会福祉協議会内)	265-5320	265-5262
障害者相談支援事業所 ほっとすペーす	青葉区荒巻字三居沢 12-1	225-6551	212-2520
障害者相談支援事業所 とびら	青葉区支倉町 2-35 (びぼっと支倉内)	261-3664	261-3661

② 宮城野区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所	宮城野区大梶 16-2	205 7440	205 7440
ハンズ宮城野	(宮城野障害者福祉センター内)	295-7440	295-7440
障害者相談支援事業所つるが	 宮城野区鶴ヶ谷 4-10-9	388-4388	388-4377
や地域生活支援センター	呂城野区鶴ヶ台 4-10-9 		
障害者相談支援事業所	宮城野区出花 1-3-11	254-6757	254 6757
宮城野雲母倶楽部+らiふ	呂城野区山化 1-3-11	254-6757	254-6757
障害者相談支援事業所	京城殿区一の木 1/1 2	202 1051	205 7104
「ホープ」	宮城野区二の森 14-3	293-1051	295-7194

③ 若林区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所	若林区遠見塚東8-1	282-5188	282-5188
ぴあら若林	(若林障害者福祉センター内)	202-3100	202-3100
障害者相談支援事業所	 若林区石名坂 70	716-8152	716-8118
てれんこ	石林区石石坝 / U 	/10-6152	/10-0110
障害者相談支援事業所	若林区遠見塚 2-16-15	282-4671	282-4672
くれよん	(ピボット若林内)	282-4071	282-4072

④ 太白区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所	太白区長町南 1-6-10	308-8834	308-8834
ハンズ太白	(太白障害者福祉センター内)	300-0034	300-0034
障害者相談支援事業所	 太白区袋原 5-17-33	741-2880	741-3735
向日葵ライフサポートセンター	众口区表际 5-17-55 	741-2000	741-3733
障害者相談支援事業所	太白区大野田 5-23-3	302-7460	746-6882
サポートはぎ		302-7460	740-0002

⑤ 泉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所	泉区七北田字道 48-12	771-2728	771-2728
ふらっと泉	(泉障害者福祉センター内)	111-2120	111-2120
障害者相談支援事業所		718-0768	718-0769
ソキウス	永区肖儿日 2-14-55 	/10-0/00	710-0709
障害者相談支援事業所	泉区上谷刈字長命 3-2	378-3630	342-5662
ピース・スマイル	水位工台/9于这中 3-2 	376-3630	342-3002

(2) その他の相談支援

① 発達障害児・者

自閉スペクトラム症などの発達障害児者を対象に支援を行っています。北部発達相談支援センター (北部アーチル)・南部発達相談支援センター (南部アーチル)と連携して、訪問等による各種相談や支援活動、交流の場の提供など、地域生活に密着した支援を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市自閉症児者相談センター	若林区遠見塚東 8-1	204 0452	205 2420
(ここねっと)	(若林障害者福祉センター内)	294-0452	265-2450
仙台市第二自閉症児者相談セ	泉区泉中央 2-24-1	242 7405	242 7496
ンター(なないろ)	(北部発達相談支援センター内)	343-7485	343-7480

② 視覚障害者

視覚障害のある方とそのご家族を対象に、福祉サービスの利用や日常生活・就労などの生活全般に関する相談を受け付けています。その上で福祉機器の紹介、ICT機器の活用などの訓練を行っています。また当事者どうしの交流会や各種研修会なども開催します。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市視覚障害者支援センター	仙台市泉区泉中央2丁目 24-1	341-1728	341-1729
(アイサポート仙台)	(障害者総合支援センター内)	341-1728 	341-1729

視覚障害のある方の社会参加・社会復帰を支援するため、歩行訓練士が家庭などを訪問して、白杖 を使用した歩行訓練などの生活訓練を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
日本盲導犬協会仙台訓練センター	青葉区茂庭字松倉 12-2	226-3910	226-3990

③ 就労

P63「就労」をご参照ください。

④ ひきこもり

ひきこもりでお悩みのご本人やご家族からの相談をお受けします。電話相談、面接相談のほか、家庭訪問も行っています。

- ① 電話相談:月曜日~金曜日 10:00~17:00(祝日、年末年始を除く)
- ② 面接相談:要予約
- ③ 家族教室:母親教室(月4回)、父親教室(月1回)

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市ひきこもり地域支援	若林区遠見塚 1-18-48	285-3581	285-7505
センター「ほわっと・わたげ」	(社会福祉法人わたげ福祉会内)	205-3301	265-7505

⑤ 難病

市内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が電話や面談、訪問等による支援を行います。また、就労相談や難病に関する情報提供を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市難病サポートセンター	青葉区木町通 1-4-15 交通局本局庁舎7階	796-9131	211-1781

県内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が応じます。 宮城県難病相談支援センター【電話】 212-3351【FAX】 211-1781

相談・支援

1 高次脳機能障害者の生活相談・支援

脳の病気や頭のけがによる後遺症「高次脳機能障害」のある方とその家族の相談に応じ、地域生活の支援を行います。

【問 合 先】障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

【電 話】771-6511【FAX】371-7313

2 進行性神経難病の方など重度障害者のコミュニケーション相談・支援

会話や筆談が困難な重度障害者の方を対象に、コミュニケーションの確保に向けた相談支援、また 重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用を図るための技術的支援を行います。

【問合先】

障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい) 【電話】 771-6511 【FAX】 371-7313 仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター 【電話】 779-6873 【FAX】 779-6874

3 精神障害のある方に対する相談・支援

精神保健福祉相談員や保健師などが精神障害のある方とそのご家族の状況に応じ、医療の継続や受診の勧め、生活環境の調整など、生活支援を行います。

【問 合 先】 各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課

4 精神障害者家族教室

精神障害のある方のご家族を対象に、精神障害についての学習や話し合いなどを通して、本人とのよりよい関係づくりや家族同士の交流を図ります。

【問 合 先】各区役所 障害高齢課、宮城総合支所 保健福祉課

5 障害者でんわ相談室

障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体の危害や財産侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談に応じています。

【相談時間】日・月曜日 12:00~17:00 精神障害のある方の相談日

火曜日 定休日(留守番電話とファクスで受付します。)

水・木曜日 12:00~17:00 身体障害のある方の相談日

金・土曜日 12:00~17:00 知的障害のある方の相談日

※ 上記時間外と祝日及び年末年始は留守番電話とファクスで受付します。

【問 合 先】障害者でんわ相談室【電話】296-5053【FAX】296-5053

6 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱をうけ、地域において各種の相談・支援活動を行うとと もに、区役所保健福祉センターその他関係機関等への協力活動を行っています。

【問 合 先】各区役所 保健福祉センター管理課

7 障害者相談員

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害・知的障害・精神障害また、難病や高次脳機能障害の相談と助言を行っています。

【問 合 先】仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

8 聴覚障害者福祉相談員

聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行っています。

【問 合 先】健康福祉局障害企画課【電話】214-8151【FAX】223-3573

9 障害者差別解消相談員

障害を理由とした差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談について、専門の 相談員が対応します。

不当な差別的取扱い:障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる不利な取り扱いをすること

合理的配慮の不提供:障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応を 必要としているとの意思が伝えられたにもかかわらず対応しないこと(負担が 過重である場合は除く)

【問 合 先】各区役所·宮城総合支所 障害高齢課

10 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」では、市役所・区役所のさまざまな制度や手続きなど、市政に関するお問い合わせを年中無休で受け付けています。どの部署に問い合わせたらよいのかわからないときでも、安心してご利用ください。

あわせて、市民の皆さまが必要な情報をより手軽に入手できるよう、専用ホームページに市政に関する「よくある質問と回答(FAQ)」を掲載しています。また、有人チャットや AI チャットボットでもお問い合わせを受け付けておりますので、ご利用ください。

※ 個人情報が必要となるお問い合わせや、申請に対する許可といった担当部署の判断を要するお問い合わせなど、コールセンターで回答を完結できない場合は、担当部署に取り次ぎます。

【受付時間】午前8時から午後8時まで(年中無休)

(土曜日・日曜日・祝日および年末年始(12月29日~1月3日)は午後5時まで)

「よくある質問と回答(FAQ)」

[URL] https://faq.callcenter.city.sendai.jp/

【問 合 先】仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

【電話】398-4894【FAX】398-5070



▲二次元コード

健康に関する相談

こころの健康相談

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが、こころの健康や精神障害者の日常生活・社会参加 に関する各種相談をお受けします。

※ 相談を希望される方は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

【問 合 先】各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課

2 依存関連の相談

アルコール・薬物(違法・合法問わず)・ギャンブルなど、依存関連のご相談をお受けします。また、家 族を対象にミーティングも実施していますのでお問い合わせください。

【問 合 先】各区役所 障害高齢課、総合支所 保健福祉課、精神保健福祉総合センター

てんかんに関する相談

てんかんによる悩みを解決するための相談を行っています。

【問合先】

- ・日本てんかん協会宮城県支部 【電話】247-0356 【FAX】247-0356
- ・カーレ仙台(てんかん情報・相談センター仙台)

【電話】0223-24-1362 【E-mail】ten-joho@cello.ocn.ne.jp

[FAX] 0223-24-2265 [URL] https://www.sendai-care.org

|HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に関する相談

HIV感染者・エイズ患者の方に対する相談支援を行っています。支援団体や当事者団体等の紹介も 行っています。

【問 合 先】各区役所 管理課

権利擁護に関する相談

1 仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービスなどを適切に 利用し自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づいて下記のサービスを提供します。(利用料負 担あり。ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。)

名 称	内 容
	福祉サービスの情報提供や申し込み手続きの支援、事業者から提供されるサ
利用援助サービス	ービス内容の確認、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の支
	援、区役所等から送付される通知などの確認
金銭管理サービス	日常的な生活費のための預貯金の払戻、公共料金の支払などの代行・代理
あずかりサービス	通帳、証書、実印などを預かり金融機関の貸金庫に保管

【相談方法】 面接・電話・FAX ご本人またはご家族、関係者からの相談に応じます。(無料)

※ 面接による相談は、電話での事前予約をお勧めします。

【相談時間】 月曜日~金曜日 9:30~16:00(土日、祝日、12/29~1/3 は休館日)

【問 合 先】仙台市権利擁護センター

【所 在 地】 〒980-0022 青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ7階

【電 話】217-1610【FAX】213-6457

2 仙台市成年後見総合センター

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な状態になっても、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター等の支援者と連携し、市民の成年後見制度の利用を支援します。

【相談方法】面接・電話・訪問により、成年後見制度に精通している専門の相談員が対応します。

(無料·要予約)

【相談時間】 月曜日~金曜日 9:00~17:00(土日、祝日、12/29~1/3 は休館日)

【問 合 先】仙台市成年後見総合センター

【所 在 地】 〒980-0022 青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7 階

【電 話】223-2118【FAX】213-6457

3 成年後見制度利用支援

(1) 市長による後見等開始の審判請求

次のような場合で、特に必要と認められるときに、家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求を します。

判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある方で

① 配偶者及び4親等内の親族がいないとき ② 親族による申立が期待できないとき

(2)後見人等報酬の助成

市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求を行った場合や、親族が審判の請求を行う者のうち、一定の条件を満たした場合で、本人が成年後見人等に対して報酬支払い能力がないときは、一定の基準により後見人等の報酬を助成します。

【助成対象者】 生活保護受給者及びそれに準ずる方(親族等が後見等開始の審判請求を行う場合は、 仙台市成年後見総合センターから後見人候補者の推薦を受けた方)

【問 合 先】各区役所·宮城総合支所 障害高齢課

4 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

障害のある方が、「家族・親族・同居している人」や「障害者施設・障害福祉サービス事業所の職員」、「精神科病院の職員」、「事業主」から虐待を受けている場合の相談・通報等を受け付けます。また、事業者から障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を得られずに困っているときも相談を受け付けます。

【問 合 先】障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

【電話】 214-8551(24 時間 365 日対応) 【FAX】 214-8552 上記に加え、以下でも相談を受け付けます。

【メール】fuk005330@city.sendai.jp(障害企画課メールアドレス)

各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センタ

5 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター

障害のある方に対する虐待や障害を理由とする差別に関する県の相談窓口です。障害のある方や その御家族はもちろんのこと、障害者福祉施設や企業等からの相談にも随時応じます。

【相談時間】 月曜日~金曜日 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

【問 合 先】宮城県社会福祉士会【電話】727-6101【FAX】727-6102

6 補助犬に関する相談

公共の施設等における補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の同伴や使用についての苦情相談をお受け しています。

【問 合 先】健康福祉局障害企画課【電話】214-8151【FAX】223-3573

手 帳

1 身体障害者手帳

各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

【対 象】 身体(視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)に永続する障害がある方

【障害程度】障害の程度によって、1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。

【交付申請手続】

各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、障害者総合支援センターで認定を行います。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。)
- ② 指定医師の診断書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、障害者総合支援センターのホームページからダウンロードできます。)
- ③ 写真 2 枚(無帽、上半身、真正面 タテ 4cm×33 3cm、1 年以内に撮影したもの)
- ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ ④と⑤の詳細については、11~12ページをご確認ください。

【問 合 先】各区役所·宮城総合支所 障害高齢課

2 療育手帳

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくなります。

【対 象】知的な発達の遅れにより、日常生活に支障がある方

【障害程度】「A」(重度)と「B」(中・軽度)に区分されます。

【交付申請】 各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、原則として、青葉区、宮城野区、泉区にお 住いの方は北部発達相談支援センター(北部アーチル)で、若林区、太白区にお住いの方 は南部発達相談支援センター(南部アーチル)で判定を行います。

※18 歳未満の方は保護者の居住地、18 歳以上の方は本人の居住地で申請してください。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。)
- ② 相談調査票(用紙は各区役所・宮城総合支所障害高齢課にあります。また、アーチルのホームページからダウンロードできます。)
- ③ 写真 2 枚(無帽、上半身、真正面 タテ 4cm×33 3cm、1 年以内に撮影したもの)
- ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ ④と⑤の詳細については、11~12ページをご確認ください。

【問 合 先】各区役所·宮城総合支所 障害高齢課

3 精神障害者保健福祉手帳

各種の福祉サービスが受けやすくなります。

- 【対 象】精神障害(※)のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
 - ※ 統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)、発達障害、その他の精神疾患

【障害程度】 障害の程度によって、1級(重度)から3級(軽度)までに区分されます。

【有効期間】2年間

(更新を希望される方は有効期間終了の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。) 【交付申請手続】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課に申請し、精神保 健福祉総合センターで判定を行います。

【手続に必要なもの】

- ① 申請書(*)
- ② ア~ウのいずれかの書類
 - ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書(*) (初診日から6ヶ月以上経過しているもので、作成日から3ヶ月以内のもの。)
 - イ 障害年金証書等の写し(または、直近の年金振込通知書) 障害年金等に係る照会同意(確認)書(*)
 - ウ 特別障害給付金受給資格者証の写し 障害年金等に係る照会同意(確認)書(*)
- ※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由として現に障害年金を受給している場合に限ります。
- ※ イ、ウの場合、精神障害を支給事由とする障害年金の等級と同じ等級になります。
- (*) 申請用紙等は各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課にあります。また、 仙台市のホームページからダウンロードできます。
- ③ 写真 2 枚(無帽、上半身、真正面 タテ 4cm×ヨコ 3cm、1 年以内に撮影した同一のもの) 手帳の受取時にご提出ください。
- ④ マイナンバーがわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ ④と⑤の詳細については、11~12 ページをご確認ください。

【問 合 先】各区役所·宮城総合支所 障害高齢課·秋保総合支所 保健福祉課